

「家族健診」実施のお知らせ

- 「家族健診」の対象となるご家族を扶養している従業員へ、「健康診断のご案内」を社内便で順次送付します。ご案内が届きましたら速やかに被扶養者へお渡しし、健康管理およびがん早期発見のため、積極的に受診するようお願いください。

(1) 健診区分・項目

◎：健保組合が費用負担する検査（補助金申請は不要）

●：オプション検査（費用は本人負担）

健診区分*1 検診項目	被扶養配偶者（女性）		任継者・左記以外の家族 40歳以上
	35歳以上39歳	40歳以上	
基本健診(特定健診)	◎	◎*2	◎*2
乳がん検診 *3 ①マンモグラフィー ②超音波エコー検査	◎	◎	●
※ただし①、②いずれか一方のみ健保組合負担			
子宮頸がん検診 *4 子宮頸部の細胞診	◎	◎	●
大腸がん検診 便潜血反応検査	●	◎	●
オプション検査	●	●	●

*1 年齢は2023年4月1日現在、受診日に健保組合の加入者であることを要します。

*2 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健診を同時に実施し、健診結果が所定の基準に該当した方は、特定保健指導(保健師等による生活習慣改善のための支援)を受けることとされています。

*3 2年に1回マンモグラフィーによる検査が推奨されています。

35歳～39歳の方の受診は、厚労省「がん検診推奨のレベル」において「I：死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、利益と不利益のバランスが判断できない(個人の判断による受診は妨げない)」とされています。

*4 2年に1回の検査が推奨されています。(2年連続で受診される方も健保組合が費用補助します。)

(2) 申込方法

- ・京都工場保健会(委託先)のHPからWEBで申込み。
(詳細は、社内便で送付しました「健康診断のご案内」をご確認ください。)

(3) 申込締切日

- ・2023年6月30日

(4) 健診実施期間

健診会場	健診実施期間
近畿地区	2024年 3月12日まで
近畿地区以外	2023年12月31日まで

【参考：国民健康保険の特定健診(集合契約B)】

- ・市町村国保の実施する健診で、健保組合の加入者も国民健康保険の加入者と同じ医療機関で受診できる仕組みです。
- ・「家族健診」の日程・会場の都合が合わないとき、利用をご検討ください。
(費用は全額健保組合が負担)
- ・健保組合HPから「集合契約B<国保の特定健診>受診券発行申請書(健保0001)」を作成し、健保組合へ申し出てください。(健保組合HP-「申請書類一覧」-「健診費用の補助」に掲載)
- ・健保組合が「受診券」を発行するので「保険証」とあわせて医療機関に提示し受診してください。